

高額医療費について

外来での高額な治療や長い期間の入院治療は医療費の保険自己負担額（医療機関への窓口支払額）が高額になります。そのような場合、「高額療養費制度」を利用することで、窓口負担を軽減することができます。高額療養費制度とは、同一月（1日から月末まで）にかかった医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額（自己負担限度額）を超えた分が、あとで払い戻される制度です。医療費が高額になることが事前にわかっている場合には、『マイナ保険証』をご利用いただくか、『限度額適用認定証』を提示する方法が便利です。

【自己負担限度額】（食事代の標準負担額、差額室料、テレビ代等は対象外） ◎70才未満（月収＝標準報酬月額）

2025年3月現在

区分		直近12ヶ月で1回～3回 高額医療に該当する場合	4回目以降の場合（多数該当）
ア	月収83万円以上の方	252,600円＋ （医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ	月収53～79万円の方	167,400円＋ （医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ	月収28～50万円の方	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ	月収26万以下の方	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

◎70才以上（月収＝標準報酬月額）

適用区分			外来 （個人ごと）	外来＋入院 （世帯ごと）	4回目以降の場合 （多数該当）
現役並み 所得者	Ⅲ	年収約1,160万円～ （月収83万円以上/課税所得690万円以上）	252,600円＋ （総医療費－842,000円）×1%		140,100円
	Ⅱ	年収約770万円～約1,160万円 （月収53万円以上/課税所得380万円以上）	167,400円＋ （総医療費－558,000円）×1%		93,000円
	Ⅰ	年収約370万円～約770万円 （月収28万円以上/課税所得145万円以上）	80,100円＋ （総医療費－267,000円）×1%		44,400円
一方一般の	年収156万～約370万円 （月収26万円以下/課税所得145万円未満）		18,000円 〔年間の上限：144,000円〕	57,600円	44,400円
非住民税 課税	Ⅱ	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	
	Ⅰ	住民税非課税世帯 （年金収入80万円以下など）		15,000円	

年齢と世帯の所得状況により保険自己負担額が異なります。該当する区分は加入をされている健康保険組合、全国健康保険協会、各市町村などの保険者ご確認ください。

で囲まれた「70歳以上で年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）の方または、住民税非課税世帯に該当する方」は病院の窓口で高額医療の適用を受けるためには事前手続きが必要になります。

☆マイナンバーカード「マイナ保険証」ご利用方法

当院ではマイナンバーカードを利用した保険資格確認を行っております。

マイナンバーカードを所定の器械に置き、手続きして頂くと、101 総合受付で保険証を提示した事と同様になります。

また診療情報（薬剤・特定健診・その他必要な情報）を提供する事に同意頂いた場合、診察の際（必要時）に取得した情報を活用させていただきます。

【顔認証付きカードリーダーの設置場所】

- ・自動支払機となり
- ・総合受付（インフォメーション）



患者さまご利用の流れ



【マイナ保険証利用時の注意事項】

※ マイナンバーカードの健康保険証利用には、お申込みが必要となります。

事前にご自身のスマートフォンで申込まただくか、診療当日でも病院に設置している顔認証付きカードリーダーからお手続きいただけます。手続きの詳細は、別紙、厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

※ 各種医療証（特定疾患受給者証（指定難病）、子供医療費受給者証等）については、顔認証付きカードリーダーでの認証ができません。お手順をお掛けいたしますが、マイナ受付実施後、101 総合受付に医療証をご提示ください。

※ご加入の保険によっては対応ができない場合もあります。

※ご入院中でマイナ保険証をリーダーに通した方は、その旨を入院受付もしくは病棟クラークへお伝えください。

☆「マイナ保険証」で病院窓口の支払を軽減！

当院設置の、顔認証付カードリーダーにて、マイナ保険証を利用した保険資格確認手続きをさせていただくと、『自己負担限度額区分』の確認ができるため、『限度額適用認定証』の事前手続きは不要となります。一部、限度額区分の確認ができないケースもございますので、その際は、限度額適用認定証の発行手続きをお願いいたします。